

## 令和5年度常陸那珂港区コンテナ貨物集荷促進事業助成要項

### (目的)

第1条 この要項は、常陸那珂港区の定期コンテナ航路（以下「定期航路」という。）を利用し輸出入を行う荷主及び航路開設を行う運航船社等に対し、常陸那珂港振興協会において、予算の範囲内でコンテナ貨物の輸出入等に要する経費の一部を助成し、常陸那珂港区のコンテナ貨物の利用促進を図り、もって海上コンテナ輸送の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「荷主」とは、国際海上物品運送法（昭和32年6月13日法律第172号）第7条に規定する船荷証券（以下「船荷証券」という。）に記載された荷送人及び荷受人であって、国内に事業所を有する者をいう。  
ただし、商社等の契約により船荷証券に記載がない場合であっても、実質上の荷送人及び荷受人と確認できれば荷主とすることができる。
- (2)「運航船社」とは、海上運送法（昭和24年6月1日法律第187号）に規定する貨物定期航路事業を行う者をいう。
- (3)「ルート」とは、荷主が輸出又は輸入をするにあたり、常陸那珂港区を経由した仕出向地ごとの輸送ルートをいう。
- (4)「フォワーダー」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で規定する貨物利用運送事業者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する一般港湾運送事業を行う事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいう。

### (助成の対象及び助成対象者)

第3条 助成対象コンテナ貨物及び助成対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 前年度に常陸那珂港区において、輸出入の実績のない荷主が輸出入するコンテナ貨物（以下「新規利用」という。）を対象に、荷主に助成するものとする。  
ただし、輸出入の実績がある荷主であっても、相違するルートから新たにコンテナ貨物を輸出入する場合は、新規利用とすることができる。
- (2) 前年度に常陸那珂港区において、輸出入の実績のある荷主が輸出入するコンテナ貨物のうち、ルートごとに前年度実績から増加したコンテナ貨物（以下「継続利用」という。）を対象に、荷主に助成するものとする。  
なお、当該比較期間は、年度単位とする。
- (3) 新たに開設又は増便された定期航路において、常陸那珂港区で揚げ積みされたコンテナ貨物を対象に、運航船社に助成（以下「新規航路支援」という。）するものとする。  
ただし、増便については、前年度利用実績から増加したコンテナ数量を助成の対象とする。
- (4) 常陸那珂港区でコンテナ貨物を揚げ積みする定期航路運航船社において、常陸那珂港区のコンテナターミナル内にてコンテナの修理を実施し、当該コンテナを

利用し貨物を船積みした場合、修理を実施したコンテナを対象に運航船社に助成（以下「輸出貨物集荷促進支援」という。）するものとする。

(4) 第1号及び第2号に該当するコンテナ貨物のうち、国際フィーダー航路を利用するものについては、荷主に加算額を助成（以下「国際フィーダー利用加算」という。）するものとする。

(5) 前号に該当する貨物のうち、東南アジア（ASEAN加盟国。以下同じ。）、北米（アメリカ合衆国、カナダ。以下同じ。）又は欧州との輸出入コンテナ貨物については、荷主への助成額をさらに加算（以下「東南アジア・欧米貨物加算」という。）するものとする。

なお、東南アジア、北米又は欧州との輸出入コンテナ貨物のうち、常陸那珂港区に外航船舶が直接入港する航路（海外諸港で貨物を別の外航船舶に積み替える場合は除く。）を利用した貨物については、第5号及び第6号の加算対象とすることができる。

(6) 茨城県外及び別表に記載された市町村から搬出入されるコンテナ貨物については、荷主に加算額を助成（以下「距離加算」という。）するものとする。

(7) トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の少ない船舶等の利用へと転換する等の環境負荷低減に繋がる貨物を対象に、荷主に助成（以下「モーダルシフト加算」という。）するものとする。

(8) コンテナ貨物による輸出または輸入を行う荷主に対して常陸那珂港区の新規利用を提案するなどして、常陸那珂港区を利用した輸出または輸入されるコンテナ貨物を増加させることに寄与したフォワーダーに対して、その実績に応じて、助成（以下「新規利用企業開拓支援」という。）する。

なお、申請するフォワーダーと荷主の法人名称等若しくは、代表者（役員含む）の一部が重複している場合は、助成の対象外とする。

(9) 常陸那珂港区の定期航路の維持・発展を図るため、航路の開設に向けたトライアル等を目的として、利用事業者から提案された事業のうち、常陸那珂港振興協会の審査を通過し、事業採択されたものについては、その事業申請者に対し、予算の範囲内で必要経費の一部を助成する。

なお、本号に係る助成要項は、別に定める。

※第3条第9号の事業については、常陸那珂港振興協会への事前相談が必要になります。

（助成対象期間）

第4条 助成の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額等は、予算の範囲内で別表に定める額とする。

なお、複数の補助事業者から第6条で規定する事業計画・交付申請書が提出され、交付予定金額の合計が予算額を超える場合、協会会長は、予算の範囲内において補助事業者の助成額の調整を行うことができる。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象期間内に第3条の各号に該当する場合に限り交付申請できるものとし、助成金交付申請書(様式第1号~4号)に次に掲げる書類を添付して、常陸那珂港振興協会会長(以下「会長」という。)あて提出しなければならない。

(1) 事業計画内訳書(様式第5号~7号)

(2) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、第1項による申請があった場合は、遅滞なく審査を行い、助成金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた荷主等は、利用実績等を事務局あてに中間報告をしなければならない。中間報告にあたっては、実績・見込み報告書(様式第9号)に次の各書類を添付し、4月1日から9月30日までの6ヶ月間における実績を10月14日までに提出すること。

(1) 船荷証券の写し又は船荷証券に代わる提出書類(半期の実績が100本以下の場合は、実績報告内訳書の提出

時に一括して提出すること)

(2) その他会長が必要と認める書類

2 助成金の交付決定を受けた荷主は、年度(令和6年3月末)終了時まで速やかに、実績報告書(様式第10号)に次の各書類を添付し、会長あて提出しなければならない。

(1) 実績報告内訳書(様式第12号)

(2) 船荷証券の写し(既に提出済みのものは、再提出不要)

(3) その他会長が必要と認める書類

3 助成金の交付決定を受けた運航船社は、事業完了後速やかに実績報告書及び実績報告内訳書(様式第11号及び第13号、輸出貨物集荷促進支援の場合は様式第14号及びコンテナを修理した際の請求書等をあわせて添付すること)を、会長あて提出しなければならない。

4 助成金の交付決定を受けたフォワーダーは、事業完了後速やかに実績報告書(様式第15号)を、会長あて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、遅滞なく審査を行い、助成事業の成果が助成金交付の条件に適合していると認めたときは、交付すべき額を確定し、助成金確定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(助成金の支払)

第9条 助成金は、額の確定を行った後に支払うものとし、請求書(様式第17号)を請求者あて支払うものとする。

(助成金の返還)

第 10 条 虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領したことが判明した場合は、助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 荷主、運航船社及び助成対象等の取扱いについて、次の各号のとおりとする。

(1) 同一法人の荷主に対する助成額は、新規利用と継続利用をあわせて 400 万円を上限とする。

ただし、一部地域への輸出入貨物に対し、定期航路の維持・拡充の観点から、上限額を超えての助成を認める場合がある。

(2) 法人名称等は相違するが、代表者（役員含む）の一部が重複しており、取扱貨物が同一の場合は、1 法人の申請は認め、別の法人の申請については、助成申請後に申請者から聞き取り等を行い決定するものとする。

(3) 前年度から新たに輸出入を開始し、かつ助成金の交付を受けていない荷主が行う輸出入コンテナ貨物については新規利用とすることができる。

(4) 委任状（様式第 18 号）を提出することで、荷主及び運航船社は、申請・請求手続きを商社や物流業者等に委任させることができる。

(5) 対象とするコンテナ貨物の輸出入の基準日は、航路の配船スケジュールに記載された常陸那珂港区における入出港日とする。

(6) 助成対象期間に国や他団体等の事業により、本事業の助成対象の費用の一部に他機関の助成等があった場合でも、本事業の助成額、助成対象等は影響しないものとする。

(7) 距離加算の対象地域からの申請について、必要に応じてコンテナの搬出入場所の確認を行うものとする。

(8) 本要綱に記載のない事項については、助成金出資者において協議の上、定めるものとする。

別表（第3条関係）

距離加算対象市町村				
牛久市	河内町	古河市	五霞町	境町
常総市	つくばみらい市	利根町	取手市	坂東市
守谷市	八千代町	龍ヶ崎市		

別表（第5条関係）

対象条項		助成金の額等			
		コンテナ1本 当たりの助成 額	国際フェリー 利用加算	距離 加算	上 限
			新規(東南アジア/欧米) 継続(東南アジア/欧米)	モーダルシフト 加算	
荷主	新規利用	輸出 20,000円	2,000円	5,000円	100本/ルート
		輸入 10,000円	(東南アジア・欧米加算) +5,000円	8,000円	
	継続利用	輸出 10,000円	1,000円	5,000円	200本/ルート
		輸入 5,000円	(東南アジア・欧米加算) +2,000円	—	
船会社	新規航路	3,000円	—	—	1,000万円/ルート
	輸出貨物集荷 促進支援	10,000円	—	—	100万円/社
フォワーダー	新規利用企業 開拓支援	新規利用の該当助成額の2割			100万円/社

※常陸那珂港区に外航船舶が直接入港する東南アジア航路（海外諸港で貨物を別の外航船舶に積み替える場合は除く。）を利用した貨物については、東南アジア・欧米加算と同額の対象とすることができる。

※第3条第9号に規定する助成事業については、別に定める助成要項において助成金額等を定める

